

平成25年度
大分市の教育



大分市教育委員会

大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日

大分市条例第2号

(目 的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

(実態調査)

第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●表紙の作品について

首藤雨郊（しゅとう うこう） 1883年～1943年

「村の秋晴れ」 1930年（昭和5年） 絵本着色 227.0cm×186.0cm 大分市美術館蔵

首藤雨郊（本名 積）は、大分市に生まれ、雨郊、雨功または九方臯（きゅうほうこう）と号し活躍した教育者・日本画家。1905（明治38）年に、大分県師範学校を卒業し、1911年、改めて京都市立絵画専門学校に学ぶ。その後帰郷し、母校大分県師範学校他での教員生活を経て、1925（大正14）年、帝展（現在の日展）に初入選。この間、福田平八郎ほか多くの教え子を育てながら、実物写生を推奨する自由画運動を県内に広めた。

本作は、作者による三度目の帝展入選作。大分県日田市高瀬荒平（たかせあらひら）に取材したと伝えられる大作で、山間に佇む農家が、紅葉に彩られた秋の美しい景色の中に穏やかに描き出されている。

当時の写実を基本としながら、緑や黄色の色彩の使い方や木々の形に、大和絵からの影響がうかがわれ、昭和初期の画壇の動向を良く伝えている。